

平成26年度  
第2回  
定期監査報告書

(子ども家庭部)  
子育て推進課  
子ども家庭支援課

青梅市監査委員

# 定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

子ども家庭部子育て推進課、子ども家庭支援課

### 2 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年10月31日までに執行された財務に関する事務

### 3 監査の期間

平成26年12月5日から平成27年2月26日まで  
説明の聴取 平成27年2月6日

### 4 監査の方法

監査に当たっては、子ども家庭部の所管する財務に関する事務が、法令等にもとづいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査および関係職員からの説明聴取を実施した。

## 第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、子ども家庭部子育て推進課および子ども家庭支援課の所管する財務に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

### 1 事務分掌

#### (1) 子ども家庭部子育て推進課

##### ア 子育て推進係

- (ア) 学童保育に関すること。
- (イ) ひとり親家庭に関すること。
- (ウ) 部および課内の庶務に関すること。

##### イ 助成係

- (ア) 児童手当等児童にかかる手当に関すること。
- (イ) 乳幼児等の医療費助成に関すること。

##### ウ 保育・幼稚園係

- (ア) 児童保育の育成指導に関すること。

(イ) 保育所および保育所設置法人の運営指導に関すること。

(ウ) 青梅市保育園事務協会の指導育成に関すること。

(エ) 私立幼稚園等に関すること。

(2) 子ども家庭支援課

ア 支援係

(ア) 子育て支援に関すること。

(イ) 子育て支援施設に関すること。

(ウ) 子ども家庭支援センター事業に関すること。

(エ) 母子福祉相談に関すること。

(オ) 課内の庶務に関すること。

イ 青少年担当

(ア) 青少年の健全育成に関すること。

(イ) 青少年問題協議会に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 歳入

(単位：円、%)

課	予算現額 (千円)	調定額	収入済額	調定額に 対する 収入率
子育て推進課	6,088,470	3,021,316,885	2,583,762,415	85.5
子ども家庭支援課	75,197	0	0	0.0

※子ども家庭支援課の歳入は国・都補助金であり、交付申請後年度末に収入予定のため、調定額および収入済額ともに0円となっている。

(2) 歳出

(単位：円、%)

課	予算現額	支出済額	予算現額 に対する 執行率
子育て推進課	9,436,738,840	5,437,088,854	57.6
子ども家庭支援課	84,472,000	43,071,395	51.0

3 要望等

各課に対する要望等については、以下のとおりである。

(1) 子育て推進課

子育て推進課の主な業務は、学童保育所およびひとり親家庭に関すること、児童手当等児童にかかる手当および乳幼児等の医療費助

成等に関すること、児童保育の指導育成に関することのほか、保育所および私立幼稚園に関することなどである。

青梅市においても人口の減少が見られ、少子化が進む中、子育て家庭への支援施策の充実や保育施設の整備促進は大きな課題であり、子育て推進課においては、さまざまな事業を実施し、子育て支援に努めている。また、これらの事業を進めるため、国や東京都の補助金等を活用するなどの財源確保にも努めているところである。

さらに、平成26年12月には、子育て家庭を社会全体で支援するという視点に立ち、新たな子育て支援施策を積極的に推進するため「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところである。

今後においては、引き続き子育て支援の施策を進め、子どもを産み育てるに適した環境を整えるとともに、一部の事業について利用が図られていないものが見受けられることから、より多くの市民に活用していただくため、積極的な周知に努められるよう要望する。

なお、個別事項については、次のとおりである。

#### ア 学童保育事業の充実について

学童保育事業については、平成18年度から「社会福祉法人青梅市社会福祉協議会」を指定管理者として指定するとともに、その目的をより効果的に達成するためモニタリングやアンケート調査を実施し、学童保育事業の充実と各施設の維持管理等にかかる経費の縮減に努めている。

従来、学童保育事業については、市が設置した学童保育専用施設に加え、その多くを学校の余裕教室を活用し実施しているところであるが、利用希望の多い東部地域においては待機児童が発生しており、施設の拡充が必要となっている。

今後、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援法」等を受けて、平成26年10月に制定された「青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」および12月に策定された「青梅市子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、教育委員会と連携の下、課題である施設整備について計画的に進めるとともに、年々増加傾向が見られる障害児の受け入れについても待機児童の解消が図られるよう、民間企業の活用

等も含め協議・検討を行い、学童保育事業の更なる充実に努められるよう要望する。

イ 児童にかかる手当および乳幼児等の医療費助成について

児童手当、児童扶養手当および児童育成手当については、歳入（国および都負担金）・歳出（各扶助費ほか）ともに各事務取扱細則等に従い、受給資格確認、手当支払い等、おおむね適正に事務処理がされている。また、現況届の確認等に際しても個人情報保護に留意するとともに、関係各課との情報共有を図り、保護者の負担軽減に努めている。

乳幼児、義務教育就学児およびひとり親家庭等の医療費助成ならびに自立支援医療（育成医療）の給付についても、歳入（国および都負担金・補助金）・歳出（医療助成費の審査支払事務費、各扶助費ほか）ともに各助成に関する条例等にもとづき、医療証等交付、助成費支払等、おおむね適正に事務処理がされているが、審査支払事務の一部において支払根拠の確認が不十分であったものが見受けられた。

これらの事業は、法令、条例等に従い、国および東京都の負担金、補助金等により実施する重要な事業であることから、各制度について十分に把握し、引き続き適正な事務処理に努められるよう要望する。

ウ 保育所運営費保護者負担金（保育料）の滞納整理について

保育料滞納者に対しては、督促状および催告書を発送し納付を促しているが、今年度は高額滞納者のうち1年以上納付のない者の財産調査を行い、差押可能な預貯金が発見できた者の差押を執行することとした。結果として2件の差押を執行し、1件は完納、1件は児童手当の天引き等による今後の分納誓約を含む1部納付が得られるなど、滞納の解消が図られたところである。

今後においては、滞納者への通知には内容証明等を活用するなど各種方策等により、更なる保育料滞納の解消に努められるよう要望する。

なお、差押の前提条件である督促状の送付は、送付者の一覧表を保管・管理しているが、「青梅市債権管理適正化に関する指針」

において滞納者個々の債権管理台帳の例を示し、その中で督促年月日の記載を求めている。今後は、保育事務システムに、収納状況と併せて発送記録（督促年月日）についても記載・記録されたい。

エ 保育所待機児童および定員割れの解消に向けた施策の推進について

保育所については、人口の多い東部地域では待機児童が発生し、一方、人口の少ない北部・西部地域では定員に満たない状況が継続している。このため、老朽化した既存施設の増改築を進め、安全で良好な保育環境の整備と定員増を図るとともに、新たに「青梅市子ども・子育て支援事業計画」に示すバスステーション計画を進め、東部地域から西部・北部地域の施設を利用しやすくすることにより、新たな子ども子育て支援制度における施設型給付の充実を図ることとしている。

今後、バスステーション等施設整備を進めるに際しては、計画に支障をきたさないよう設置にかかる許認可事項等を確認し、さらに、すでに実施されている保育所送迎バス事業補助金との整理・統合について検討されるとともに家庭福祉員等による地域型保育給付の充実も含めて、全体的な保育ニーズへの対応を図られるよう要望する。

(2) 子ども家庭支援課

子ども家庭支援課の主な業務は、乳幼児ショートステイ事業やファミリーサポートセンター事業等の子育て支援に関すること、子育て支援センターおよび子ども家庭支援センターに関すること、母子福祉相談に関することのほか、青少年の健全育成に関することなどである。

また、家庭の育児に関する問題や児童虐待、DV対策のための各種相談業務や子どもの居場所づくりに取り組むとともに、青少年問題協議会を中心に、市内各地区に組織されている青少年対策地区委員会と連携して、地域における青少年の健全育成と青少年の非行防止の取り組みを進めているところである。

今後においては、子育て支援体制の整備充実を図り、保護者や子

どもたちからのさまざまな相談等への的確、迅速な対応に当たるとともに、引き続き、青少年の健全育成に努められるよう要望する。  
なお、個別事項については、次のとおりである。

#### ア 子育て支援センターの円滑な運営に向けた取組について

子育て支援センターについては、公募により平成18年4月1日以降、NPO法人「青梅こども未来」が指定管理者として、管理運営業務を実施している。

平成24年度から「青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針」にもとづき、市と指定管理者が同一の項目について管理運営状況の評価を行い、玄関ドアの開閉方法や天井扇等の設備改修を含め改善を図ってきたところである。さらに平成26年度からは利用者の増加に対応するため子育て支援職員を1名増員し3名体制として、事業の充実を図っている。

しかしながら、施設内の和室および会議室について、地域自治会の管理委員会にその使用を許可していることから、自治会行事等で利用者数が多くなる場合等において、共用部分における安全面等が課題となっている。

現在、指定管理者と自治会との定期的な協議の場は設けられているが、今後は担当課も積極的な関わりをもつことにより、事故等が発生することのないよう適切な施設運営に努められることを要望する。

#### イ 青少年健全育成に向けた取組の推進について

青少年問題協議会においては、平成25年4月に「青梅市青少年健全育成基本方針」（平成25～27年度版）を策定し、「心のかよう明るい家庭づくり」、「人間形成の場としての学校教育の推進」、「青少年を育む地域社会の教育力の醸成と社会参加の推進」、「青少年をとりまく社会環境の整備」の4つの重点目標を定め、家庭、学校、地域社会および関係機関の役割を示し、青少年健全育成の取組を推進している。

今年度においても親子きずなコンサートの開催、小中学校での特色ある学校づくり、親子ふれあい綱引き大会の実施、青少年対策地区委員会による非行防止パトロール等の数多くの取組が実

施されている。

しかしながら、青少年を取り巻く社会環境が多くの問題を抱えるなか、ネット依存や引きこもり等の状態に陥ったり、青少年自身による犯罪も多発するなど、青少年の健全育成に対する取組の必要性はさらに高まっているところである。

今後においては、少子化が進むなか、家庭、学校、地域、関係機関および行政が相互に連携を深め協力することにより、青少年の健全育成に向けた取組を強化するとともに、これまでの活動状況を検証し、平成28年度以降の新たな基本方針の策定に当たられるよう要望する。

### (3) 共通事項

インターネット等の活用について

子育て推進課および子ども家庭支援課では、子育て支援、青少年健全育成事業等数多くの事業を行っているが、より多くの市民の利用を図るためには、子育て世代の利用が多いと思われる市ホームページをはじめとするインターネット等を活用した周知が重要と考える。

今年度、「平成27年度保育園等利用の御案内」を印刷し、窓口等で配布しているが、この案内は保育園入園を希望する保護者にとって有用な内容であり、市ホームページにも掲載してより多くの保護者に対し、積極的に情報提供を図るべきである。

また、NPO法人に委託し公開している「おうめ子育てネットホームページ」へのアクセス件数を見ると、毎月4万件前後のアクセス数があり、多くの市民がホームページから情報を得ようとする実態を見ることができている。

このように、ホームページを活用した周知は非常に効果的であり、今後においては、市民にとって有用な情報は積極的にホームページに掲載するなど、インターネット等を活用した周知に努められるよう要望する。

なお、ホームページ掲載に当たっては、検索のしやすさと分かりやすい表記に努められたい。

また、アクセス件数の多い「おうめ子育てネットホームページ」



については、バナー広告を活用した新たな財源確保についても検討  
願いたい。